

令和8年度第3回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和8年5月28日（木）

（豊岡市役所 本庁舎 大会議室）

議事日程

令和8年5月28日 午後1時30分開会

諸 報 告

日程第1 議事録署名委員の指名

1 番 平 野 薫 委員

2 番 早 水 博 子 委員

日程第2 会期の決定 5月28日 1日間

日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 報告第3号 農地法第5条第1項第1号の規定による届出書受理について

日程第5 第5号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第6 第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第7 第7号議案 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について

日程第8 第8号議案 豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について

出席委員（19名）

1 番 平 野 薫

2 番 早 水 博 子

3 番 平 峰 英 子

4 番 吉 岡 正 人

5 番 西 登己夫

6 番 和 田 茂 孔

7 番 國 下 喜久男

8 番 大 谷 均

9 番 仲 川 弘 之

10 番 田 路 弘 巳

11 番 坂 本 博 正

12 番 桑 田 均

13 番 安 岡 由紀夫

14 番 池 畑 一 己

15 番 石 原 章 二

16 番 門 田 徳 次

17 番 宮 岡 正 則

18 番 高 尾 利 美

19 番 井 谷 勝 彦

欠席委員（0名）

事務局出席職員職氏名

事務局長……………谷 田 芳 紀  
主幹兼係長……………古 谷 明 仁  
再任用職員……………西 田 弥

事務局次長……………垣 谷 吉 宣  
主任……………後 藤 莉 恵

午後 1 時 3 0 分開会

会長挨拶

○議長（井谷 勝彦） これから農業委員会総会を開催させていただきます。 みなさん、田植えはほぼ終わりましたでしょうか。 今、一番忙しい時期かも知れませんが、 今日一日、 よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（井谷 勝彦） 本日は多くの案件を抱えていますので、 委員のみなさん、 事務局のみなさん、 説明、 質疑、 答弁にあたりましては、 議案の主旨を逸脱しないよう、 くれぐれも要点を押さえ、 簡潔明瞭に行うなど、 スムーズな議事進行に格別のご協力をお願い申し上げます。

また、 発言の際は、 議長の指名の後、 発言者名を必ず名乗って、 マイクを使用してから行っていただきますようお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、音の出ないようご配慮ください。

諸報告

○議長（井谷 勝彦） 日程に先だち諸報告をします。

本日は、 欠席、 遅刻等の通告委員はありません。

行政報告

○議長（井谷 勝彦） それでは、 農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、 別紙のとおりとなっていますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（井谷 勝彦） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」 の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 質疑がないようですので、 質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は 1 9 名であります。

定足数に達していますので、 会議は成立いたします。

ただいまから第 3 回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、 報告案件 2 件、 許可申請案件 1 6 件、 証明案件 1 1 件、 届

出書受理案件 1 件、 合計 3 0 件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、 お手元に配付しています資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

#### 議事録署名委員の指名

○議長（井谷 勝彦） 日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、 議長より 2 名を指名します。

1 番、 平野薫委員、 2 番、 早水博子委員、 以上の委員をお願いします。

#### 会期の決定

○議長（井谷 勝彦） 日程第 2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第 3 回農業委員会総会（定例会）は、 本日 1 日限りにしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認めます。

よって第 3 回総会（定例会）は、 本日 5 月 2 8 日の 1 日間と決定しました。

#### 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

○議長（井谷 勝彦） 日程第 3、 報告第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」を議題とします。

事務局、 説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（井谷 勝彦） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 質疑なしと認めます。

以上で、 報告第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」の報告事項を終わります。

#### 農地法第 5 条第 1 項第 1 号の規定による届出書受理について

○議長（井谷 勝彦） 日程第 4、 報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 1 号の規定によ

る届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（井谷 勝彦）事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦）質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号「農地法第5条第1項第1号の規定による届出書受理について」の報告事項を終わります。

第5号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（井谷 勝彦）付議事項に入ります。日程第5、第5号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（井谷 勝彦）事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、3番 平峰委員、お願いします。

○現地調査員（平峰 英子）3番 平峰です。5月15日、1番 平野委員、事務局2名、3番 平峰の4名で現地確認を行いました。事務局の報告のとおり、特に補足事項はありません。

○議長（井谷 勝彦）日高、出石地域の現地調査の調査員を代表して、2番 早水委員、お願いします。

○現地調査員（早水 博子）2番 早水です。5月18日、4番 吉岡委員、事務局と4名で現地確認を行いました。特に申し上げることはないですが、申請番号17番ですが、当初、作付けするのがタマネギ等ということを聞いていましたが、畑にススキの株などが生い茂っており、また、進入路も山椒の木がたくさん生えていました。水路もないようなところだったので、これで本当にタマネギができるのかということで、もう一度確認を取っていただいたら柚子を作るということでした。柚子を植えられるということなのですが、進入路の山椒の木等を何とかされないと耕作に不都合が出ると思いますの

で、また担当の委員さん、観察等よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（井谷 勝彦） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認めます。

よって、第5号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第6号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（井谷 勝彦） 日程第6、第6号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願ひます。

#### 【事務局説明】

○議長（井谷 勝彦） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願ひします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、3番 平峰委員、お願ひします。

○現地調査員（平峰 英子） 3番 平峰です。5月15日、1番 平野委員、事務局2名、3番 平峰の4名で現地確認を行いました。事務局の報告のとおり、特に補足事項はありません。

○議長（井谷 勝彦） 日高、但東地域の現地調査の調査員を代表して、2番 早水委員、お願ひします。

○現地調査員（早水 博子） 2番 早水です。5月18日、4番 吉岡委員、事務局2名と計4名で現地確認を行いました。説明のありましたとおりで、特に補足することはありません。以上です。

○議長（井谷 勝彦） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認めます。

よって、第6号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第7号議案、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について

○議長（井谷 勝彦） 日程第7、第7号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（井谷 勝彦） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、城崎、竹野地域の現地調査の調査員を代表して、3番 平峰委員、お願いします。

○現地調査員（平峰 英子） 3番 平峰です。5月15日、1番 平野委員、事務局2名、3番 平峰の4名で現地確認を行いました。特に補足事項はありません。

○議長（井谷 勝彦） 日高、出石、但東地域の現地調査の調査員を代表して、2番 早水委員、お願いします。

○現地調査員（早水 博子） 2番 早水です。5月18日、4番 吉岡委員、事務局2名と計4名で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりで、特に補足することはありません。

○議長（井谷 勝彦） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認めます。

よって、第7号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」は原案のとおり可決されました。

証明書を発行します。

第8号議案、豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について

○議長（井谷 勝彦） 日程第8、第8号議案「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（井谷 勝彦） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、3番 平峰委員、お願いします。

○現地調査員（平峰 英子） 3番 平峰です。5月15日、1番 平野委員、事務局2名、3番 平峰の計4名で現地確認を行いました。隣接地に土が盛ってありましたが、それは届出農地の表土を剥がされた土ということで、近いうちに伸ばされるため、特に問題はないと思います。年々、面積が増えるに伴って育苗もすごく増えてくるのでどこも同じような悩みを持っておられるんだなとつくづく思いました。

○議長（井谷 勝彦） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

宮岡委員。

○17番（宮岡 正則） 17番 宮岡です。日付を見たら令和8年3月20日とありますが、始末書が出ているということでそれはOKになるんですか。完全に埋めてからの報告になりますが。

○事務局（古谷 明仁） 3, 000平方メートル未満、3箇月以内の場合農地改良届を出すことになっており、それを超える場合は4条許可申請になります。本来であれば農地改良される前に届け出ていただく必要があるわけですが、届出が遅れたという理由だけで、総会において議案を否認することはできないと考えます。現地調査の際、たまたま届出人とお会いできたため、事前の届出について指導しました。

○17番（宮岡 正則） これって、やっぱり豊岡市の農業委員会からびしっと、この土地の土を全部どかして、届出をしてから再度埋めてくださいという格好をとらないと、はじめがつかえません。まわりにもこんなところいっぱいあります。今後は指導のほう、よろしく願います。以上です。

○事務局（古谷 明仁） 農地改良は農地を有効に使いたい、農業をやりやすいようにするという届出ですが、宮岡委員がおっしゃったように、転用でも無断転用されている方が中にはあります。罰則等あるいは原状回復命令等、制度的にあるわけですが、県も原状回復命令を発令されたことは、この10年ほどありません。だからといって野放しにして、きちっと申請される方とされない方を一緒にするというのもおかしい話です。農業委員会としては農業委員会だけで普及啓発したり市ホームページにあげたり、農業委員会だけではなくて県も一体となって無断転用が無いように取り組んでいる状況です。もし無断転用が発見された場合には是正の指導をするわけですが、是正の指導にあたっては、まず地元の農業委員さん、推進委員さんと一緒に指導にまわらせてもらって、状況を確認して県に報告するようになっていきます。パトロールが6月に入ってからありますけれど、昨年の転用の申請があったところや、3条で名義を変えて新しい方が作られているところなどを内容確認も含めてパトロールしていただきますので、そのあたりも農業委員さん、推進委員さんとよく見ていただきながら指導等していかなければならないです。宮岡委員がおっしゃったように、本来は事前に届け出ていただく必要がありますが、制度を十分理解されてなかったのか、田植えが始まるので慌ててされたのかは分かりませんが、元に戻せというのなかなか難しい状況です。

○議長（井谷 勝彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認めます。

よって、第8号議案「豊岡市農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく

農地改良届出書受理について」は原案のとおり可決されました。  
受理書を発行します。

閉会

○議長（井谷 勝彦） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。  
これをもって、本会議を閉会したいと思います。

これに異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和8年度第3回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後2時10分閉会